

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	川口市大字西立野字大下 二一一番三地先から 同市大字安行字大元 六五二番一地先まで	区 間
一〇・七九) 一二・四七	七・五〇) 一〇・九九	敷地の幅員 (メートル)
	一九〇・八〇	延 長 (メートル)
	交通安全対策事業による。	備 考